

第86回定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

平成30年5月28日（月曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催
場所

神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館1階ホール

議案

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

議決権行使期限

平成30年5月25日（金曜日）午後6時まで

株式会社さいか屋

証券コード：8254

証券コード 8254
平成30年5月10日

株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番地
株式会社さいか屋
取締役社長兼 岡 本 洋 三
社長執行役員

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月25日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月28日（月曜日）午前10時
(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館 1階ホール
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第86期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第86期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.saikaya.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.saikaya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境も改善しています。また、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も、持ち直しており、好循環が進展しています。

百貨店業界におきましては、インバウンドの伸長や富裕層消費の活況もあり、大都市圏は回復傾向にあります。一方、地方では依然厳しい状況が続いており、売上高の減少幅は拡大する傾向にあります。

このような状況の下、当社におきましては、当連結会計年度を初年度とする3年間の中期経営計画に基づき、「営業力の強化」、「CS徹底の推進」、「財務基盤の強化」の3つの基本戦略に対応するための施策実行に全社を挙げて取り組んでまいりました。

「営業力の強化」につきましては、藤沢店におきましては、平成29年4月にライフスタイル提案力・商品提案力の増強および集客力の強化を目的として6階・7階の2フロアにニトリをオープンしました。併せて百貨店ゾーンの商品・展開の見直しをおこなうとともに、食料品強化のため、地下1階に澤光青果・銀座ハゲ天などの新ショップもオープンしました。さらに平成29年8月には、2階にタリーズコーヒーをオープンし、さらなる集客力の向上と新規顧客の獲得に努めました。また、地元に着した営業施策として、「湘南」の食や技の数々を一堂に集めた「湘南ライフスタイルフェア」や「湘南藤沢mama'sフェスタ」を開催したほか、平成29年10月には、小田急百貨店藤沢店との初の協業である「藤沢駅南北デパートウィークス」を開催し、各種イベントや共同販促等を実施することにより、藤沢駅前の活性化にも取り組みました。横須賀店におきましては、平成29年3月に地下1階青果売場に九州屋をオープンしたほか、こだわりをもって野菜を育てる地元三浦の農家「毘沙門ファーマーズ」のコーナーを青果売場に新設するなど、デイリー商材を強化し、店舗営業力の強化をはかりました。また、地元横須賀の福祉大学・海洋高校とのコラボレーションによるメニューレシピの提案をおこなうなど、地域密着の企画にも取り組みました。

川崎店におきましては、川崎地区のお客様との結びつきを強めるため、外商担当者を増員し、外商営業力の強化をはかりました。

「CS徹底の推進」につきましては、平成29年4月に専門部署となるCS企画推進部を新設し、組織整備をおこなったほか、7月には全社的なCSプロジェクトをスタートし、創意工夫を凝らした様々な取り組みをおこないました。

「財務基盤の強化」につきましては、ローコストオペレーションをさらに推進するため、各種経費の削減に努めるとともに、効果的な経費運用に取り組みました。

以上のような施策を積極的に展開いたしましたが、近隣商圈における業種、業態を超えた販売競争の激化などにより、紳士・婦人衣料品をはじめとした主力商材の売上高が回復に至らず、当連結会計年度の連結業績に関しましては、売上高は19,855百万円（前連結会計年度比94.3%）、営業損失は13百万円（前連結会計年度は営業損失105百万円）、経常損失は124百万円（前連結会計年度は経常損失202百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は125百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失185百万円）となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高及び商品別売上高は次のとおりであります。

店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	10,600 百万円	54.9 %	92.4 %
横 須 賀 店	7,654	39.7	94.3
川 崎 店	993	5.1	110.8
町 田 ジ ョ ル ナ 店 (直 営 部 門)	57	0.3	44.0
計	19,306	100.0	93.6

注記 上記のほかに、テナント等の諸収入5億2千8百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は198億3千5百万円（前期比94.3%）であります。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構 成 比	前 期 比
衣 料 品	4,711 百万円	24.4 %	87.5 %
身 回 品	1,808	9.4	91.6
雑 貨	3,503	18.1	96.1
家 庭 用 品	512	2.7	82.5
食 料 品	7,749	40.1	98.3
食 堂 ・ 喫 茶	492	2.6	98.1
そ の 他	529	2.7	86.7
計	19,306	100.0	93.6

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1億9千9百万円で、その主なものは百貨店業の改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金のほか借入金等によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 83 期 (平成26年度)	第 84 期 (平成27年度)	第 85 期 (平成28年度)	第 86 期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売上高 (百万円)	35,223	26,461	21,060	19,855
経常利益 (△損失) (百万円)	402	329	△202	△124
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失) (百万円)	3,059	△4,578	△185	△125
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	98.01	△146.67	△5.94	△40.14
総資産 (百万円)	21,770	13,792	12,856	11,958
純資産 (百万円)	6,417	1,861	1,739	1,548
1株当たり純資産額 (円)	181.81	35.87	31.97	258.74

注記 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 83 期 (平成26年度)	第 84 期 (平成27年度)	第 85 期 (平成28年度)	第 86 期 (当期) (平成29年度)
売上高 (百万円)	34,099	25,922	20,618	19,306
テナント及び 手数料収入 (百万円)	1,091	511	405	528
当期純利益 (△純損失) (百万円)	3,035	△4,766	△206	△137
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	97.23	△152.71	△6.63	△43.99
総資産 (百万円)	21,486	13,329	12,374	11,450
純資産 (百万円)	6,485	1,740	1,597	1,395

注記 1株当たり当期純利益 (△純損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファトレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業ビジョン「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買い物ができ、また行ってみたいと思っただけの百貨店」の実現に向け、平成30年2月期を初年度とする3年間の中期経営計画に基づき、「営業力の強化」、「CS徹底の推進」、「財務基盤の強化」の3つの基本戦略に対応するための施策実行に全社を挙げて取り組んでおります。

しかしながら、近隣商圈における業種、業態を超えた販売競争の激化など厳しい状況のなか、当社グループは平成28年2月期から平成30年2月期まで親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

当社グループは、引き続き企業ビジョンの実現に向け、中期経営計画の各施策を着実に実行し、早期に業績の改善をはかり、企業価値の向上を目指していくために、以下のとおり基本戦略を実行してまいります。

① 「営業力の強化」

(藤沢店)

平成30年2月期は、平成29年4月におこなった全館リニューアルにて2フロアをテナント化し、百貨店面積が約23%減少したことから、売上高は前期比92.4%となっております。一方、新テナントからの賃料収入が収益の下支えとなっており、賃料収入を含めた藤沢店の収益については下げ止まってきております。リニューアル後は、入店客数が毎月前年実績を上回り、通期の入店客数は前期比109%と順調に推移しており、個々のシヨップでは売上高が前年の実績を上回るどころも数多く出てきております。平成31年2月期におきましては、近隣大型商業施設で大規模リニューアル工事が実施されるなど商環境の変化が継続していくなか、当社では中核店舗である藤沢店の魅力を高めるために、一部売場のリニューアルをおこない、お客様からのいっそうの支持向上を目指してまいります。

(横須賀店)

平成30年2月期の売上高は前期比94.3%となっております。これは、衣料品のほか服飾雑貨やリビング用品の販売伸び悩みに起因しており、また営業地域内の人口減少の影響も受けていると考えております。平成31年2月期におきましては、これらの状況を払拭するため、お客様に訴求力のある販売促進策に着実に取り組み、お客様の購買意欲を

喚起するとともに来店頻度を高める活動をおこなってまいります。加えて地域内唯一の百貨店としての優位性を発揮できるよう、売場の販売体制を見直し、百貨店の原点である対面販売力を強化し、売上の増加をはかってまいります。このほか、店舗の魅力向上につながる新たなショッップの誘致についても検討してまいります。

(川崎店)

平成30年2月期の売上高は前期比110.8%と順調に推移いたしました。これは外商担当者の増員による営業力強化の効果が表れたものであります。平成31年2月期におきましては、増員した外商担当者を中心に、さらにお客様との結びつきを深め、お客様からのご支持を拡大し、さらなる業績の向上を目指してまいります。

(外商部門)

期中における川崎店の好事例を藤沢店、横須賀店に取り入れ、両店舗においてもこれまで以上にお客様との接点を強化してまいります。また、これまで蓄積した外商顧客データベースを活用し、お客様一人一人のニーズにきめ細かく対応することにより、お客様サービスの向上および売上高の増加を目指してまいります。

(その他)

当社は、期中（平成29年12月）に「構造改革推進部」を設置いたしました。当該部では、人材から資金まですべての経営資源を最大限に活用できるよう、店舗、後方部門などあらゆる部門で収益構造の変革に積極的に取り組んでまいります。

② 「CS徹底の推進」

当社は、期中（平成29年4月）に専門部署として「CS企画推進部」を設置してCSの向上に取り組んでおり、3年後に「CS日本一の百貨店」となることを目指して、「CS日本一プロジェクト」と銘打った顧客満足度向上運動をスタートいたしました。創意工夫を凝らした様々な取り組みにより、お客様からのお褒めの言葉が増えるなどの成果が出始めています。平成31年2月期におきましても全従業員がこれらの活動を継続し、CSの向上を実現してまいります。

③ 「財務基盤の強化」

営業力強化策の推進による売上の増加にて、安定したキャッシュ・フローを確保するとともに、新たに実施する構造改革諸施策により、収益構造の改善に取り組んでまいります。同時に有利子負債の圧縮を継続して進め、財務基盤の強化をはかってまいります。

以上の基本戦略の実行により、早期の黒字化を目指すとともに、安定して利益が確保できる事業モデルを構築してまいります。

このほか、リスク管理態勢の強化と法令遵守を推進し、健全な経営体制を整え、広くステークホルダーの期待に応え、地域社会に貢献できる企業を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

事業内容	主 要 業 務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

(6) 主要な営業所（平成30年2月28日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川 崎 店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横 須 賀 店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤 沢 店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町 田 ジ ョ ル ナ 店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(7) 使用人の状況（平成30年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
214 名	△2 名

注記 1.使用人数には、グループ外への出向者（5名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー335名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 名	△1 名	45.7 歳	18.9 年

注記 1.使用人数には出向者（6名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー321名がおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	3,697 百万円
株式会社三井住友銀行	920
三井住友信託銀行株式会社	613

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年2月28日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式	6,000,000株
A種優先株式	1,500,000株

② 発行済株式の総数

普通株式	3,135,314株
A種優先株式	1,483,036株

③ 株主数

普通株式	2,833名
A種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

イ. 普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
浅山忠彦	621 千株	19.91 %
京浜急行電鉄株式会社	443	14.20
さいか屋取引先持株会	309	9.93
株式会社横浜銀行	133	4.28
宝天大同	105	3.38
山田紘一郎	79	2.54
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	31	1.02
横河東亜工業株式会社	26	0.84
株式会社日本予防医学研究所	25	0.80
株式会社SBI証券	25	0.80

注記1. 持株比率は自己株式（14,930株）を控除して計算しております。

2. 当社は、平成29年9月1日付で当社普通株式について、10株を1株とする株式併合をおこなうとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更をおこなっております。

ロ. A種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社横浜銀行	1,483 千株	100.00 %

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

(平成30年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長兼社長執行役員	岡本洋三	営業本部長兼商品統括部長
取締役専務執行役員	宗廣利文	企画本部長兼経営企画部長 営業本部副本部長兼商品統括部営業開発部長
取締役常務執行役員	古性武志	業務本部長
取締役	上野賢了	京浜急行電鉄株式会社取締役 株式会社京急百貨店取締役社長 株式会社ジェイコム南横浜社外取締役
取締役	高橋理一郎	R & G横浜法律事務所代表パートナー 株式会社サンオータス社外取締役 法テラス神奈川所長
取締役	須賀一也	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクステイ代表社員 日本ビューホテル株式会社社外取締役
常勤監査役	稲毛悟	
監査役	石田修	株式会社横浜銀行常勤監査役 株式会社ヤマト社外監査役
監査役	森勇	中央大学大学院法務研究科教授 コモンズ総合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社社外監査役

- 注記 1. 取締役上野賢了、高橋理一郎及び須賀一也の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石田修及び森勇の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石田修氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋理一郎、須賀一也並びに監査役森勇の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成28年5月24日開催の第84回定時株主総会で定款を変更し、各取締役(業務執行取締役であるものを除く)ならびに各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (3)	38 百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11 (4)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	50 (12)

注記 取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、昭和63年5月26日開催の定時株主総会において取締役15,000千円(月額)、監査役1,500千円(月額)と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上野賢了氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役を兼務しております。なお、京浜急行電鉄株式会社は、当社の議決権を14.29%保有する大株主であります。また、株式会社京急百貨店の取締役社長も兼務しており、株式会社京急百貨店は当社と同種の営業をおこなっております。

また、同氏は、株式会社ジェイコム南横浜の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間には特別な関係はございません。

- ・取締役高橋理一郎氏は、R & G横浜法律事務所代表パートナー、株式会社サンオータスの社外取締役ならびに法テラス神奈川の所長を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はございません。
- ・取締役須賀一也氏は、須賀公認会計士事務所代表、監査法人ネクスティの代表社員ならびに日本ビューホテル株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はございません。
- ・監査役石田修氏は、株式会社横浜銀行の常勤監査役を兼務しております。なお、株式会社横浜銀行は当社の議決権を4.31%保有する大株主であり、当社は株式会社横浜銀行より融資を受けております。
また、同氏は、株式会社ヤマトの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はございません。
- ・監査役森勇氏は、コモンズ綜合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所に所属する別の弁護士と顧問契約を締結しております。
また、同氏は東洋水産株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席ならびに発言状況

取締役上野賢了氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち11回に出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

取締役高橋理一郎氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

取締役須賀一也氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回すべてに出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

監査役石田修氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回、また、監査役会には13回のうち、13回すべてに出席しており、主に出身分野である銀行業務を通じて培った専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

監査役森勇氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち11回、また、監査役会には13回のうち12回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

- ・新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	25 百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	25

注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。
2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定をおこないます。

<不再任>

1. 監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をおこないます。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役3名と社外監査役2名を継続選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上をはかっております。

② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底をおこなっております。

③ 総務部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなうとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定をおこなっております。

④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じております。

⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策の策定等について定めております。
- ② 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
- ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかっております。

- ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
- ② 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
- ③ 取締役会及び経営会議において業績ほか、主要事項の進捗管理をおこなっております。
- ④ 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定をおこなっております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。

- イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は毎月当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
 - イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的におこなうための必要な規程類を整備しております。
 - イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンス・マニュアル」を配付し法令等遵守の徹底をおこなっております。
 - イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
- 6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
- 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査役の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査役の職務を補助する人材を配置します。
10. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
 - ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の請求に基づき、会社法第388条の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

1 3. その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役会または監査役は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換をおこなうとともに、内部監査部署とも連携をはかることとしております。
- ② 監査役は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備をおこなっております。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議をおこなうほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を月2回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

② リスク管理体制について

リスク管理委員会を月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告をおこなうとともに、その対策について検討をおこない、必要に応じた対応を実施いたしております。

③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなっております。また経営会議では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定をおこなっており、取締役会に定期的に報告をおこなっております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役職員に配付し、法令等遵守の徹底をおこなっております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告をおこなっております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役の監査体制につきましては、月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告をおこなうとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有をおこなっております。

監査役は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時おこなうとともに、実地調査をおこなっております。

また、社外取締役と監査役は定期的に情報共有や意見交換をおこなっております。

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表
(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	11,958,239	負 債 合 計	10,409,346
流 動 資 産	1,925,520	流 動 負 債	4,412,434
現金及び預金	655,188	支払手形及び買掛金	1,452,569
受取手形及び売掛金	447,953	短期借入金	674,300
商 品	618,951	未払法人税等	19,415
貯 蔵 品	41,658	商 品 券	696,615
未 収 入 金	81,502	賞 与 引 当 金	38,039
そ の 他	80,265	商品券回収損引当金	660,647
		ポ イ ン ト 引 当 金	30,842
		そ の 他	840,006
固 定 資 産	10,032,719	固 定 負 債	5,996,912
有 形 固 定 資 産	8,189,997	長期借入金	5,009,729
建物及び設備	3,517,038	退職給付に係る負債	397,712
土 地	4,563,792	資産除去債務	149,370
リ ー ス 資 産	87,657	繰 延 税 金 負 債	157,057
そ の 他	21,508	そ の 他	283,042
無 形 固 定 資 産	32,858		
そ の 他	32,858		
投資その他の資産	1,809,862	純 資 産 合 計	1,548,892
投資有価証券	378,348	株 主 資 本	1,498,265
破産更生債権等	13,121	資 本 金	1,945,290
敷金・差入保証金	979,726	資 本 剰 余 金	1,637,078
建設協力金	61,970	利 益 剰 余 金	△2,041,194
長期前払費用	389,146	自 己 株 式	△42,909
貸 倒 引 当 金	△12,450	その他の包括利益累計額	50,627
		その他有価証券評価差額金	50,627
資 産 合 計	11,958,239	負債・純資産合計	11,958,239

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(自 平成29年3月1日)
(至 平成30年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,855,571
売 上 原 価	15,634,130
売 上 総 利 益	4,221,440
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,235,435
営 業 損 失	13,995
営 業 外 収 益	21,355
受 取 利 息	403
受 取 配 当 金	3,675
雑 収 入	17,277
営 業 外 費 用	132,137
支 払 利 息	119,666
雑 損 失	12,470
経 常 損 失	124,776
特 別 利 益	2,248
固 定 資 産 売 却 益	2,248
特 別 損 失	2,613
固 定 資 産 除 却 損	2,407
減 損 損 失	205
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	125,140
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,935
法 人 税 等 調 整 額	△8,810
当 期 純 損 失	125,265
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	125,265

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 3月 1日)
(至 平成30年 2月 28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,945,290	1,637,078	△1,915,929	△42,564	1,623,876
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△125,265		△125,265
自己株式の取得				△345	△345
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△125,265	△345	△125,611
当 期 末 残 高	1,945,290	1,637,078	△2,041,194	△42,909	1,498,265

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	115,463	115,463	1,739,340
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失		—	△125,265
自己株式の取得		—	△345
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△64,836	△64,836	△64,836
当 期 変 動 額 合 計	△64,836	△64,836	△190,447
当 期 末 残 高	50,627	50,627	1,548,892

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月10日

株式会社さいか屋
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯畑 史朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表
(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	11,450,152	負 債 合 計	10,054,897
流 動 資 産	1,568,092	流 動 負 債	4,079,187
現金及び預金	467,811	買掛金	1,380,297
売掛金	445,557	短期借入金	674,300
商貯蔵品	425,168	未払金	14,642
前払費用	40,323	未払法人税等	16,900
短期貸付金	32,584	未払消費税等	106,547
未収金	10,000	未払費用	150,176
その他	99,399	商品受り金	553,411
	47,246	前払金	137,907
		預り金	170,733
固 定 資 産	9,882,060	賞与引当金	36,651
有 形 固 定 資 産	8,186,388	商品回収引当金	660,647
建物	2,330,373	ポイント引当金	30,842
構築物	1,183,745	その他	146,131
器具及び備品	20,820	固 定 負 債	5,975,710
土地	4,563,792	長期借入金	5,009,729
リース資産	87,657	預り金	228,533
無 形 固 定 資 産	32,858	預り保証金	29,291
商標	309	退職給付引当金	376,511
ソフトウエア	18,608	リース債務	25,217
電話施設利用権	33	資産除去債務	149,370
無形リース資産	13,907	繰延税金負債	157,057
投 資 其 他 の 資 産	1,662,812	純 資 産 合 計	1,395,255
投資有価証券	371,770	株 主 資 本	1,344,627
関係会社株	26,077	資本金	1,945,290
破産更生債権	13,121	資本剰余金	1,610,101
敷入金	163,100	資本準備金	969,469
長期前払費用	650,076	その他資本剰余金	640,632
建設協力金	389,146	利 益 剰 余 金	△2,167,854
貸倒引当金	61,970	その他利益剰余金	△2,167,854
	△12,450	固定資産圧縮積立金	260,829
		繰越利益剰余金	△2,428,684
		自 己 株 式	△42,909
		評価・換算差額等	50,627
		その他有価証券評価差額金	50,627
資 産 合 計	11,450,152	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,450,152

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(自平成29年3月1日)
(至平成30年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,306,358
テナント及び手数料収入	528,702
売上原価	15,584,075
テナント収入原価	206,919
売上総利益	4,044,065
販売費及び一般管理費	4,077,202
営業損失	33,137
営業外収益	17,734
受取利息及び配当金	4,651
雑収入	13,083
営業外費用	132,132
支払利息	119,666
雑損失	12,466
経常損失	147,535
特別利益	2,248
固定資産売却益	2,248
特別損失	2,420
固定資産除却損失	2,214
減損損失	205
税引前当期純損失	147,706
法人税、住民税及び事業税	△1,615
法人税等調整額	△8,810
当期純損失	137,280

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自 平成29年 3月 1日)
(至 平成30年 2月 28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	276,966	△2,307,541
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△16,137	16,137
当 期 純 損 失						△137,280
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△16,137	△121,143
当 期 末 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	260,829	△2,428,684

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	△2,030,574	△42,564	1,482,253	115,463	1,597,717
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—		—
当 期 純 損 失	△137,280		△137,280		△137,280
自 己 株 式 の 取 得	—	△345	△345		△345
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			—	△64,836	△64,836
当 期 変 動 額 合 計	△137,280	△345	△137,626	△64,836	△202,462
当 期 末 残 高	△2,167,854	△42,909	1,344,627	50,627	1,395,255

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月10日

株式会社さいか屋
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯畑 史朗 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を『監査に関する品質管理基準』（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月12日

株式会社さいか屋 監査役会

常勤監査役 稲毛 悟 ㊟
監査役 石田 修 ㊟
監査役 森 勇 ㊟

(注) 監査役石田修及び森勇は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役岡本洋三、宗廣利文、古性武志、上野賢了、高橋理一郎、須賀一也の6氏は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため、1名増員して取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	おか もと よう ぞう 岡 本 洋 三 (昭和37年9月15日生) 再任	昭和60年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社 平成9年2月 当社入社 平成14年5月 同取締役横須賀店副店長 平成16年3月 同取締役藤沢店長 平成21年5月 同理事藤沢店長 平成22年3月 同専務執行役員 営業推進本部長 平成22年3月 同取締役社長兼社長執行役員 営業推進本部長 平成28年9月 同取締役社長兼社長執行役員 営業本部長 MD企画計画部長 平成29年4月 同取締役社長兼社長執行役員 営業本部長兼 商品統括部長兼MD企画計画部長 平成29年5月 同取締役社長兼社長執行役員 営業本部長兼 商品統括部長(現任)	4,314株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで当社の取締役社長として経営を培ってきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験により、当社の営業力の強化及び取締役会のさらなる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	いとう たつ や 伊藤 達哉 (昭和32年9月30日生) 新任	昭和55年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社 平成17年2月 株式会社伊勢丹営業本部吉祥寺店長 平成18年2月 同営業本部松戸店長 平成19年4月 同執行役員 営業本部MD統括部支店グループ統括部長 平成20年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹専務取締役大阪準備室長 平成22年4月 同執行役員 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹専務取締役大阪店長 平成25年4月 株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部浦和店長 平成28年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員 株式会社札幌丸井三越代表取締役社長執行役員 平成30年5月 当社顧問(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験とこれまでの百貨店などでの職務経歴を踏まえて、営業を中心とした豊富な専門的見識により、当社の営業力の強化及び取締役会のさらなる機能強化に資すると判断し、取締役として適任と判断しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
3	<p style="text-align: center;">むね ひろ とし ふみ 宗 廣 利 文 (昭和29年11月13日生) 再任</p>	<p>昭和55年 4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社</p> <p>平成12年 2月 同営業本部営業企画担当部長</p> <p>平成14年 2月 同営業本部MD統括部MD政策担当部長</p> <p>平成16年 4月 株式会社アイカード(現株式会社エムアイカード)取締役経営企画部長</p> <p>平成22年 4月 株式会社アイカード(現株式会社エムアイカード)専務取締役</p> <p>平成27年 4月 株式会社プレジィール入社</p> <p>平成27年 6月 同営業本部東日本営業部部長</p> <p>平成28年 4月 当社顧問</p> <p>平成28年 5月 同取締役専務執行役員 営業推進本部副本部長 経営企画部長兼経営企画部・関連事業部担当</p> <p>平成28年 9月 同取締役専務執行役員 経営企画部・関連事業部担当 経営企画部長 営業本部副本部長</p> <p>平成29年 4月 同取締役専務執行役員 企画本部長兼経営企画部長 営業本部副本部長</p> <p>平成29年 8月 同取締役専務執行役員 企画本部長兼経営企画部長 営業本部副本部長兼商品統括部営業開発部長 (現任)</p>	329株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまでの百貨店などでの職務経歴を踏まえ、企画、営業を中心とした豊富な専門的見識により、当社の百貨店としての企画力、営業力の強化及び取締役会のさらなる機能強化に資すると判断し、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
4	古 性 武 志 <small>ふる しょう たけ し</small> (昭和36年9月26日生) 再任	昭和59年4月 株式会社横浜銀行入行 平成13年7月 同行大雄山支店長 平成19年2月 同行融資部副部長 平成20年8月 同行横浜駅前支店上席副支店長 平成22年4月 同行茅ヶ崎支店長 平成24年5月 同行町田支店長 平成25年10月 当社経理部副部長 平成25年11月 同執行役員経理部長 平成28年5月 同取締役常務執行役員 総務部、経理部担当 平成29年4月 同取締役常務執行役員 業務本部長 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 これまでの金融機関での業務経験から、当社においてもグループ全体の管理部門の統括業務に携わるなど、業務執行に関する豊富な経験を有しており、当社の取締役会のさらなる機能強化に資すると判断し、取締役として適任と判断しました。			
5	市 川 昭 司 <small>いち かわ しょう じ</small> (昭和18年9月8日生) 新任	昭和41年4月 株式会社伊勢丹 (現株式会社三越伊勢丹) 入社 平成4年6月 同取締役店舗事業本部企画部長 平成8年2月 同常務取締役外商本部長 平成12年6月 株式会社マミーナ代表取締役社長 平成14年5月 株式会社京急百貨店専務取締役 平成17年5月 同代表取締役 平成17年6月 京浜急行電鉄株式会社取締役 平成19年11月 学校法人千歳科学技術大学理事 平成21年6月 京浜急行電鉄株式会社常務取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 百貨店等の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その貴重かつ適切な意見を当社の経営に反映していただくためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
6	たか はし り いち ろう 高橋理一郎 (昭和22年10月17日生) 再任	昭和52年4月 横浜(現神奈川県)弁護士会入会 昭和55年11月 横浜総合法律事務所設立、同代表弁護士 平成18年6月 株式会社ベクトル社外監査役 平成26年1月 R & G 横浜法律事務所代表パートナー(現任) 平成27年5月 当社社外取締役(現任) 平成27年7月 株式会社サンオータス社外取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			
7	す が かず や 須賀一也 (昭和32年2月12日生) 再任	昭和55年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和59年3月 公認会計士開業登録 平成4年10月 須賀公認会計士事務所代表(現任) 平成12年4月 監査法人ネクスティ代表社員(現任) 平成27年5月 当社社外取締役(現任) 平成28年7月 日本ビューホテル株式会社社外取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			

- 注記
- 伊藤達哉、市川昭司の両氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 市川昭司、高橋理一郎、須賀一也の3氏は、社外取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 高橋理一郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
 - 須賀一也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
 - 当社は高橋理一郎、須賀一也の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 市川昭司氏が当社の取締役に就任された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 - 当社は、高橋理一郎、須賀一也の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石田修氏は辞任いたしますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者原光宏氏は、監査役石田修氏の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
はら みつ ひろ 原 光 宏 (昭和38年2月15日生) 新任	昭和60年4月 株式会社横浜銀行入行 平成16年10月 同行伊勢原支店長 平成18年11月 同行本店営業部営業第1部長 平成20年4月 同行法人営業部長 平成21年4月 同行町田支店長 平成24年5月 同行営業企画部長 平成25年4月 同行執行役員営業本部副本部長 営業企画部長 平成27年4月 同行執行役員相模原駅前支店長兼県北ブロック営業本部長 平成29年4月 同行執行役員 融資部担当 平成30年4月 同行顧問(現任)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 銀行業務に精通し、豊富な知識、経験を持って貴重且つ適切な意見を当社の取締役会および監査役会に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。		

- 注記 1. 原光宏氏は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 原光宏氏は株式会社横浜銀行の顧問であり、当社は株式会社横浜銀行の融資を受けております。
4. 原光宏氏が当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、土肥達也氏は監査役稲毛悟氏の補欠、林宇一郎氏は社外監査役2名の補欠であります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	どい たつ や 土肥達也 (昭和37年7月16日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年3月 同経理部マネージャー 平成22年12月 同内部監査室マネージャー 平成24年8月 同総務部グループ長 平成28年6月 同内部監査室グループ長 平成30年2月 同内部監査室長(現任)	702株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 当社の監査部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性や適正性の見地から、補欠監査役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	はやし うえいち ろう 林 宇 一 郎 (昭和16年8月15日生)	昭和40年 4 月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和46年 2 月 公認会計士・税理士林宇一郎事務所長（現任） 昭和52年 9 月 上智大学外国語学部比較文化学科（現国際教養学部）非常勤講師 昭和58年 9 月 国際協力事業団（現国際協力機構）神奈川県国際水産研修センター講師 昭和63年 4 月 監査法人稜陽会計社設立代表社員（現任） 平成23年 5 月 当社補欠監査役（現任）	1,000株
<p>【補欠社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士の資格を有しており、直接会社経営に関与された経験はございませんが、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会および監査役会に反映していただけると判断したためです。</p>			

- 注記
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 土肥達也氏が当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 3. 林宇一郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
 4. 林宇一郎氏が、当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 5. 林宇一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

「当社の社外取締役選任方針」

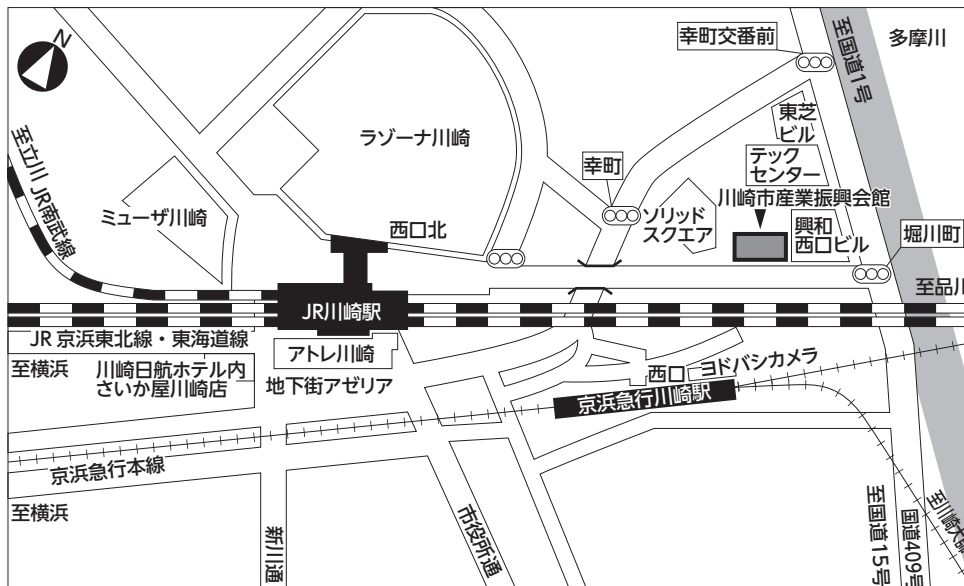
1. 社外取締役の役割ならびに選任について
 当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。
 なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。
 - ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
 - ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
 - ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
 - ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること
 2. 社外取締役の独立性について
 当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者
 - ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
 - ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
 - ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
 - ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
 - ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
 - ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
 - ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ⑫ 上記①～⑪に過去3年間に於いて該当していた者
 - ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 1 ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
 2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社におこなっている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
 3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20

川崎市産業振興会館 1階ホール



※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。

JR川崎駅から徒歩8分、京浜急行京急川崎駅から徒歩7分。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。